

業務委託仕様書

1 件名

那覇市立学校教職員の業務改善事業

2 事業目的

本市では「那覇市教育職員働き方改革推進プラン」を策定し、その推進に取り組んできたが、依然として教員の多忙な状況は続いている。今後の学校業務改善や働き方改革を加速させるため、学校現場を調査研究し、課題を明らかにした上で具体的な改善策（アクションプログラム）を作成し、研修等を通して水平展開することで、教員が本来の業務により専念でき、いきいきと働ける環境づくりの実現に繋げることを目的とする。

3 契約期間

委託契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

4 事業内容

(1) 事業対象

- ・那覇市立小学校 36 校、中学校 17 校 計 53 校
市内小学校、中学校で各 1 校以上をモデル校とする。
- ・教育委員会

(2) 事業詳細

- ① 提案内容によるモデル校において現場での勤務実態調査を行い、必要に応じて、業務改善のための教職員との面談等を実施することで、各モデル校における業務の現状及び多忙な状況の要因を把握し、課題を分析する。
- ② 各モデル校で業務の現状及び多忙な状況の要因となっている業務のうち、削減可能な業務、効率化できる業務について、現在、本市で取り組んでいる人的配置（教員業務支援員等）や IT 環境の整備、校務支援システムとの連携も視野入れ、民間の視点を活かした具体的な改善案及び専門的な指導助言等を行う。
- ③ 業務改善策、指導助言の結果、削減された業務や効率化が図られた業務等を報告書としてまとめ、その報告書を基に協議を行い、アクションプログラムを策定する。（令和6年12月20日（金）まで）
- ④ 那覇市立学校（53校）の学校職員等を対象に、策定したアクションプログラムについて、次年度以降の学校での取り組みにつなげられるよう、研修等（Zoom可）を1回以上実施する。（令和7年2月7日（金）まで）

(3) 事業管理

① 実施計画の策定

次の内容を盛り込み、事業責任体制、業務内容、事業スケジュール等を示した計画を策定す

ること。

本業務にかかるスケジュールは、おおむね下記のとおりとする。ただし、事情に応じて適宜変更することがある。

| | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| モデル校における現場での勤務実態調査、教職員との面談 | → | | | | | | | | | | |
| 業務の現状及び把握、課題分析 | | → | | | | | | | | | |
| 業務改善提案、指導助言 | | | → | | | | | | | | |
| 報告書提出、アクションプログラム策定 | | | | | | → | | | | | |
| 研修等 | | | | | | | | → | | | |
| 成果物の作成・提出 | | | | | | | | | → | | |

② 業務体制の構築と明確化

本事業の実施に必要な能力、資格、経験を有する事業責任者及び作業者を定めるとともに責任体制を明らかにすること。また、契約期間中は、専任の担当者（発注者側との連絡調整担当者）を配置すること。

③ 市との打合せ（会議）

受託者は、調査の企画、集計結果の分析に関する準備など、適宜市と打合せを行い、記録を作成し市に提出する。

④ 許認可手続

本事業の実施に必要な法令等に基づく全ての申請、許認可等の手続は、受託者が責任をもって行うこと。発注者側の申請等の手続が必要な場合は協議による。

5 成果物

本事業が完了したときは、次の成果物を速やかに本市へ提出すること。

- ・ 報告書及びアクションプログラム

※印刷物 10 部及び電子ファイル（CD-ROM、動画等）

6 留意事項

- (1) 本仕様書の掲載されている業務内容は、企画提案のために設定したものであり、本契約時の仕様書とは異なる場合がある。

- (2) 契約締結後、速やかに本市の担当者と打ち合わせた上で、業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）及び実施体制図を作成し承諾を得ること。また業務の実施にあたっては、本市と十分協議をしたうえで行うこと。
- (3) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得なければならない。
- (4) 想定されるリスクに対して、適切なリスク管理及び対応を行うこと。
- (5) この仕様書に記載されていない事項あるいはこの仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、本市と受託者で協議するものとする。

7 成果物の帰属

成果物の所有権及び著作物の使用権については、発注者に帰属するものとする。